

本町田地区・南成瀬地区小学校の統廃合計画の「要求水準書」において
心身の発達を大切にして 校舎面積と同様に「運動場の面積」も
「小学校設置基準」(文部科学省令)を充たす努力を求める請願

【請願要旨】

子どもたちには、それぞれの持ち味や個性があり、心身の発達や成長を支えるために、文部科学省は、学校施設を、大きくは教室等を含めた校舎面積と「運動場の面積」の視点から、文部科学省令で「小学校設置基準」を設定しています。

文部科学省は、文部科学省令第14号(平成14年3月29日公布)第1条2項において、小学校を設置する際の「小学校設置基準」を、「小学校を設置するのに必要な最低の基準」と位置づけています。

また、第8条においては、「校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする」としています。

小学校設置基準(平成14年3月29日文部科学省令第14号)

第1条 小学校は、学校教育法その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。			
2 この省令で定める設置基準は、小学校を設置するの <u>に必要な最低の基準</u> とする。			
(校舎及び運動場の面積等)			
第8条 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、 <u>別表に定める面積以上とする</u> 。ただし、 <u>地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない</u> 。			
別表(第8条関係)			
イ 校舎の面積		□ 運動場の面積	
児童数	面積(平方メートル)	児童数	面積(平方メートル)
1人以上40人以下	500	1人以上240人以下	2400
41人以上480人以下	$500+5\times(\text{児童数}-40)$	<u>241人以上720人以下</u>	$2400+10\times(\text{児童数}-240)$
481人以上	$2700+3\times(\text{児童数}-480)$	<u>721人以上</u>	7200

町田市教育委員会は、「本町田地区・南成瀬地区 小学校整備等 PFI事業」の再公募を2024年6月14日から開始しています。

その「募集要綱」では、本町田地区新設小学校(現本町田東小学校の敷地)と南成瀬地区新設小学校(現南第二小学校の敷地)の建て替え後の「運動場面積」をそ

それぞれ「約5000㎡」と想定しています。

同様に、「要求水準書」でも、グラウンド(運動場)について、それぞれ「5000㎡以上確保すること」としています。

運動場の面積が5000㎡というのは、「小学校設置基準」では、児童数500人規模の小学校です。本町田小学校の運動場の面積が「5170㎡」(学校教育部施設課＝施設台帳より)ですので、それより多少狭い広さです。

【文部科学省の「小学校設置基準」に基づく運動場面積の算定】

(記載の児童数は、2024年6～7月保護者説明会資料による)

＜本町田地区新設小学校＞ 2028年度 通常学級推計児童数 765人

(2024年度) 知的障害がい特別支援学級児童 29人

自閉症・情緒障害がい特別支援学級児童 42人

全体の児童数836人(765+29+42)です。

(特別支援学級の児童も運動場を使います)

「別表 □ 運動場の面積」で721人以上ですので、

「小学校設置基準」では、7200㎡以上必要になります。

＜南成瀬地区新設小学校＞ 2028年度 通常学級推計児童数 641人

(2024年度) 知的障害がい特別支援学級児童 25人

全体の児童数666人(641+25)です。

(特別支援学級の児童も運動場を使います)

「別表 □ 運動場の面積」の算定では、「241人以上720人以下」ですので、

$2400 + 10 \times (666 - 240) = 6660$ ㎡以上必要になります。

本町田地区では、現在の(本町田東小の)運動場面積7314㎡から、建て替え後の運動場面積の想定は5000㎡ですので、現在の運動場面積の68%に減り、必要な設置基準の7200㎡に2200㎡も(大幅に)足りず、設置基準を充たしていません。

同様に、南成瀬地区では、現在の(南第二小の)運動場面積8720㎡から、建て替え後の運動場面積の想定は5000㎡ですので、現在の運動場面積の57%に減り、必要な設置基準の6660㎡に1660㎡も(大幅に)足りず、設置基準を充たしていません。

町田市教育委員会は、「軽スポーツができる『多目的ホール』」もあるので、と言っていますが、多目的ホールは200㎡前後(64～68㎡のスペースが2～3個分)ですので、運動場の面積が大幅に足りないのを、カバーできません。

省令第8条に、「地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない」とありますが、設置基準に少し足りないのならまだわかりませんが、大幅に足りないので、「教育上支障がある」のは明らかです。

これまで、町田市立の小学校は、郊外の立地ということもあり、「運動場の面積」も、「小学校設置基準」を充たし広く確保してあります。町田市の良いところです。

運動場は、子どもたちにとって、体育の授業はもちろん、休み時間に友達と一緒に遊んで体を動かしたり、そして運動会では家族や地域の方も一緒に、子どもたちの成長を確かめ楽しむなど大切な場所です。

「運動場の面積」も、これまでと同様に、設置基準を充たすことが必要です。

なお、「運動場の面積」も、「小学校設置基準」を充たすようにすると、かかる予算が現在の「公募」より少なくなる場合も多くなる場合も想定されます。事業者との

円滑な「契約と履行」を考慮すると、「運動場の面積」も「小学校設置基準」を充たす「要求水準書」に努力した上で、「再(々)公募」するのが望ましいと思われます。

補足ですが、「要求水準書」には特別支援学級等の教室の記載があったものの、通常学級の児童数は記載されていますが、特別支援学級の児童数の記載がありませんでした。

特別支援学級の児童も、その学校の児童ですので、「合理的配慮」に欠け、人権問題であり、寂しく感じました。

【請願項目】

- ・本町田地区・南成瀬地区小学校の統廃合計画の「要求水準書」において心身の発達を大切にして 校舎面積と同様に「運動場の面積」も「小学校設置基準」(文部科学省令)を充たす努力を求めます。